

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | マツト賃貸借(オープンカウンタ方式による調達) |
| 2 施 行 場 所 | 栃木県鹿沼市口栗野839-2
独立行政法人水資源機構思川開発建設所
栃木県鹿沼市上南摩町神谷2958 番地4
独立行政法人水資源機構思川開発建設所 南摩ダム管理棟 |
| 3 業 務 期 間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 参 加 要 件 | 本店、支店又は営業所が栃木県内に所在しており、かつ、当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者であること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令 和 7 年 3 月 10 日 16:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所 経理課
FAX 0289-85-1211 |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年3月11日16:00までとします。 |
| 6) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の毎月支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 |

マット賃貸借 仕様書

- 1 件 名 マット賃貸借
- 2 業務概要 事務所玄関等マットの賃貸借
- 3 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 設置場所 栃木県鹿沼市口栗野 839 番地 2
独立行政法人水資源機構思川開発建設所
栃木県鹿沼市上南摩町神谷 2958 番地 4
独立行政法人水資源機構思川開発建設所 南摩ダム管理棟

5 設置数量

(1) 思川開発建設所

① 正面玄関マット (屋根付き屋外)	150×180	1 枚
② 玄関風除室マット	150×180	1 枚
③ 玄関ホールマット	90×150	1 枚
④ 北側入口マット	120×180	1 枚
⑤ 南側入口マット	120×180	2 枚
⑥ 男子トイレ小便器用マット (U字型)	65× 70	6 枚

(2) 南摩ダム管理棟

① 正面玄関マット (屋根付き屋外)	90×150	1 枚
② 玄関風除室マット	120×180	2 枚
③ 北側入口マット	75× 90	1 枚
④ 東側入口マット	90×120	1 枚
⑤ 男子トイレ小便器用マット (U字型)	65× 80	5 枚

※上記の寸法によりがたい場合は、縦及び横の寸法について各 5cm までの長短は可とする。

6 製品の素材等

1) 素材

①～⑤については、ナイロンやアクリル等の繊維とゴムラバーが一体となったものとし、⑥についてはナイロン及びポリエステル等とする。また、リサイクル素材を使用したものとする。

2) 色

グレー系もしくは、グリーン系とする。⑥はグレー系とする。

3) 加工

吸塵性・吸水性のあるものとし、さらに、⑥については防臭及び防菌効果のあるもの

とする。

7 交換時期

(1) 思川開発建設所 月 1 回

(2) 思川開発建設所 南摩ダム管理棟 月 1 回

8 支払条件

履行月終了後、賃貸人が発行する請求書に従い 40 日以内に銀行振込により支払を行う。

以 上

賃 貸 借 契 約 書

独立行政法人水資源機構思川開発建設所長（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、マットの賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、本契約書に基づき別紙に記載するマットを発注者に賃貸し、発注者は、これを賃借し、賃貸借料を受注者に支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（物件の種類及び賃貸借料）

第3条 マットの種類及び賃貸借料は別紙のとおりとする。

（業務の範囲）

第4条 履行の範囲は次のとおりとする。

マット交換（1ヶ月に1回の交換を行うものとする。）

（賃貸借料の支払）

第5条 受注者は、当該月経過後、書面をもって発注者に賃貸借料の請求を行なうものとする。

2 発注者は、受注者が発行する請求書を受領した日から40日以内に賃貸借料を支払うものとする。

（契約の解除）

第6条 発注者又は受注者は、相手方が本契約に違反し、正当な理由なく本契約に定める条項を履行しないときは、その旨を相手方に書面により通知し本契約を解約することができる。

2 発注者は、やむを得ない事由がある場合には受注者の承諾を得てこの契約を解除することができる。

3 受注者は発注者において次の各号に該当するときは契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(1) 発注者にやむを得ない事情があり、受注者が契約の全部または一部の解除に係る発注者の申立を承諾したとき。

(2) 契約書の条項に発注者が違反したとき。

（個人情報保護）

第7条 受注者は個人情報保護法を遂行するとともに、業務の実施にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を第三者にもらしてはならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第8条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に

に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第9条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継してはならない。

（機密の保持）

第10条 受注者は、本契約の履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

（その他）

第11条 本契約に定めない事項又各条項に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 栃木県鹿沼市口栗野 8 3 9 - 2
独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長

受注者

マットの種類及び賃貸借料

種 類	仕 様	数 量	単 価 (円)	合 計 (円)
思川開発建設所				
アバロンマット 3 L	150×180 (屋外用)	1		
ニュークロスマット 3 L	150×180	1		
ニュークロスマット M	90×150	1		
ニュークロスマット L	120×180	3		
ニューエコマット 6	65×75 (男子トイレ小便器用)	6		
南摩ダム管理棟				
アバロンマット M	90×150 (屋外用)	1		
ニュークロスマット L	120×180	2		
ニュークロスマット S	75×90	1		
ニュークロスマット S M	90×120	1		
ニューエコマット 6	65×80 (男子トイレ小便器用)	5		
1 ヶ月の賃貸借料 (消費税抜き)				
1 ヶ月の賃貸借料 (消費税込み)				

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 2 月 2 5 日に交付されたマツト賃貸借の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。